
大山町行財政改革 《第4次集中改革プラン》

(平成28年度～平成31年度)



大 山 町

平成27年12月

番号	1	事業名	事務事業の見直し			
担当部署	総務課					
区分	基本施策			推進項目		
	①住民との協働のまちづくり			○住民と行政の役割分担		
事業の目的	<p>職員の削減が継続される中で、平成27年度から地方交付税交付金は縮減が始まり、地方分権による国、県からの事務・事業の更なる移管も予想され、限られた人員、財源で効率的に事務事業を推進する必要性が一層高まっている。</p> <p>このため、既存の事務について、時代の変遷により必要性の薄れた事務、行政が担うべきでない事務、行政より民間が担った方が効果的な事務を洗い出した上で、事務事業の廃止、民間への移管などを進めることで、限られた人的財政的資源を真に必要とされる行政サービスに資源を集中し、行政サービスの質的向上を図ることを目的とする。</p>					
現状等	<p>これまで行政改革に取り組んできたものの、今後の厳しい財政状況等にかんがみると、もう一步踏み込んだ事務事業の見直しが必要。</p>					
実施内容	<p>全ての事務事業について、①時代の変遷により必要性の薄れた事務、②行政が担うべきでない事務、③行政より民間が担った方が相応しい事務を整理する。</p> <p>同時に、地域自主組織やNPOなど地域づくり団体の活動を支援し、その体制を強化することで、民間が担った方が相応しい事務については、これらの団体に事務事業を移管もしくは委託する。不要な事務は廃止する。</p>					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	事務事業の評価・見直しを実施。その結果を翌年度予算等に反映。	事務事業の評価・見直しを実施。その結果を翌年度予算等に反映。	事務事業の評価・見直しを実施。その結果を翌年度予算等に反映。	事務事業の評価・見直しを実施。その結果を翌年度予算等に反映。	
	期待される効果等	限られた人的財政的資源を真に必要とされる行政サービスに資源を集中し、行政サービスの質的向上を図ることで、住民の行政への満足度が向上することが期待される。				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	事務事業の評価・見直しを行い、その結果を翌年度予算等に反映。					
29年度	事務事業の評価・見直しを行い、その結果を翌年度予算等に反映。					
30年度	事務事業の評価・見直しを行い、その結果を翌年度予算等に反映。					
31年度	事務事業の評価・見直しを行い、その結果を翌年度予算等に反映。					

番号	2	事業名	住民との協働のための情報共有の取り組みの推進			
担当部署	企画情報課					
区分	基本施策			推進項目		
	①住民との協働のまちづくり			○情報共有の推進		
事業の目的	住民の方が日ごろ感じている疑問や意見、要望を聞く手段として、町長への手紙、聞く耳ボックス、町ホームページ目安箱などや、各集落などで抱える問題などを直接町長と意見交換をする懇談会を実施するもの。					
現状等	町ホームページや広報への折込みなどで住民の意見を聞く手段を取っている。また、要望のあった集落へ町長が出向いて直接意見交換を行う「町長の集落行政懇談会」などを実施している。 H25実績 町長への手紙16件、聞く耳ボックス11件、HP目安箱75件、集落行政懇談会1件 H26実績 町長への手紙19件、聞く耳ボックス20件、HP目安箱115件、集落行政懇談会3件					
実施内容	住民、また集落や地区等から町への意見・要望等を聞く手段として実施している。今後は、その活動や実績、概要をホームページや広報誌で公表するなどして、当該個人や実施集落・地域だけの問題で留めるのではなく、その情報を共有し様々な意見交換の場を設定することで協働のまちづくりへつなげることを目指すもの。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、広聴制度を充実するとともに広報誌・HPでの公表や意見交換への反映など、行政情報の積極的な公開を進めます。	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、広聴制度を充実するとともに広報誌・HPでの公表や意見交換への反映など、行政情報の積極的な公開を進めます。	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、広聴制度を充実するとともに広報誌・HPでの公表や意見交換への反映など、行政情報の積極的な公開を進めます。	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、広聴制度を充実するとともに広報誌・HPでの公表や意見交換への反映など、行政情報の積極的な公開を進めます。	
	期待される効果等	住民はじめ、集落、地区と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら協働してまちづくりに取り組むことができる。				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、必要に応じて広報誌・HPでの公表やお知らせをするとともに、実施方法や公表の仕方について検証をしながら、行政情報の積極的な公開と併せて様々な場、会場等での意見交換へ反映していく。					
29年度	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、必要に応じて広報誌・HPでの公表やお知らせをするとともに、実施方法や公表の仕方について検証をしながら、行政情報の積極的な公開と併せて様々な場、会場等での意見交換へ反映していく。					
30年度	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、必要に応じて広報誌・HPでの公表やお知らせをするとともに、実施方法や公表の仕方について検証をしながら、行政情報の積極的な公開と併せて様々な場、会場等での意見交換へ反映していく。					
31年度	まちづくりに関する様々な意見、活動の共有化を進めるため、必要に応じて広報誌・HPでの公表やお知らせをするとともに、実施方法や公表の仕方について検証をしながら、行政情報の積極的な公開と併せて様々な場、会場等での意見交換へ反映していく。					

番号	3	事業名	地域自主組織を通じた協働の地域づくりの推進			
担当部署	企画情報課 未来づくり戦略室					
区分	基本施策		推進項目			
	①住民との協働のまちづくり		○住民参画と協働の推進 ○地域間連携の活動支援			
事業の目的	急速な人口減少、担い手減少が進行し、集落の自己完結機能が低下することが懸念されている。このため、概ね旧小学校を目安として地域づくりに取り組む「地域自主組織」を設置し、従来のような行政主導の行政運営のあり方から、地域自主組織と行政がそれぞれ担うべき役割を整理し、それぞれの特性を活かしながら協働したまちづくりを進めていく。					
現状等	旧小学校区ごとに「まちづくり地区会議」から、住民自らの手で実行する「地域自主組織」の設立に向けた取り組みを進めている。現在、10地区のうち6地区で地域自主組織が設立されている。					
実施内容	地域自主組織が設立されていない地区では、組織設立に向けた取り組みを継続的に実施する。また、地域自主組織が設立されている地区においては、組織が主体的に地域づくりに取り組んでいただけるよう、人的、財政的な活動支援を行う。 将来、地域自主組織がそれぞれの地区で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりに取り組んでいく。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	①地域自主組織設立に向けた取り組み ②地域自主組織の活動支援 ③協働したまちづくり	①地域自主組織設立に向けた取り組み ②地域自主組織の活動支援 ③協働したまちづくり	①地域自主組織の活動支援 ②協働したまちづくり	①地域自主組織の活動支援 ②協働したまちづくり	
	期待される効果等	地域づくりの主体が組織化されることで、地区内において様々な団体や集落間の交流・連携が促進され、各地区において地域づくりの取り組みが充実することが期待される。 また、これまで行政が担っていた業務を地域自主組織が担うことにより、きめ細やかな行政サービスの提供と経費削減の効果が期待される。				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	①地域自主組織設立に向けた取り組み ・組織設立に向けた取り組みの支援を行う。 ②地域自主組織の活動支援 ・組織が主体的に地域づくりに取り組んでいただけるよう、人的、財政的な活動支援を行う。 ③協働したまちづくり ・地域自主組織で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりに取り組む。					
29年度	①地域自主組織設立に向けた取り組み ・引き続き組織設立に向けた取り組みの支援を行う。 ②地域自主組織の活動支援 ・28年度までの取り組みの検証を行い、引き続き活動支援を行う。 ③協働したまちづくり ・地域自主組織で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりを進める。					
30年度	○地域自主組織の設立に向けた取り組みについては29年度までの成果を検証し検討する。 ①地域自主組織の活動支援 ・引き続き活動支援を行う。 ②協働したまちづくり ・地域自主組織で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりを進める。					
31年度	①地域自主組織の活動支援 ・30年度までの取り組みの検証を行い、引き続き活動支援を行う。 ②協働したまちづくり ・地域自主組織で実施できる業務を担っていただき、行政と住民が協働したまちづくりを進める。					

番号	4	事業名	各種イベントの自主運営に向けた取り組み			
担当部署	企画情報課・観光商工課					
区分	基本施策		推進項目			
	①住民との協働のまちづくり		○住民参画と協働の推進			
	②効率的・効果的な行政システムの構築		○時代に即応した組織の見直し			
事業の目的	イベントを通じた地域活性化と地域資源のPR					
現状等	「みくりやポートフェスティバル」、「甲川溪流まつり」、「はまなすサイクリング」など行政が事務局を持つ実行委員会等が主催で実施をされているが、イベントの準備や運営には役場職員の協力が多く求められ、自主性の薄らぎが見られる。					
実施内容	各種イベントの実施にあたっては、運営体制等を検証するとともに、町職員の関わり方の妥当性についても検討を行い、実行委員会や地元住民の自主的な運営に向けた取り組みとなるよう体制の見直しを検討する。 また、あわせてイベントの事業効果を検証し、選択と集中により運営の困難なものや効果の期待できないものについてなどは見直しを行う。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	補助金や運営方法の点検。自主運営化に向けた検討。	自主運営に向け協議	職員の人的配置無しでの自主運営化		
	期待される効果等	イベントのあり方を検証し自主運営を推進するとともに、効果の期待できないものは見直しを行う。				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	各イベントの運営や事業効果を検証し今後の在り方についての検討を行う。					
29年度	関係団体と自主運営に向けた協議。					
30年度	職員の人的配置無しでの自主運営化。					
31年度						

番号	5	事業名	未利用(遊休)財産の活用と処分の推進			
担当部署	総務課					
区分	基本施策		推進項目			
	②効率的・効果的な行政システムの構築		○施設の統廃合と適正配置			
	③持続可能な財産運営の確立		○町有財産の有効活用と適正処分			
事業の目的	維持管理経費削減、歳入確保の一環として、利用していない又は利用予定のない町有財産(土地・建物等)について、計画的な処分、利活用を図る。					
現状等	町有地等活用調査特別委員会で、利活用について協議された遊休地について一部売却による処分等を行ってきた。 また、小学校跡地や保育所統合等により未利用財産が増加しており、有用な活用が必要となっている。					
実施内容	平成27年度もしくは平成28年度に公共施設総合管理計画を策定し、公有財産の統廃合のほか、未利用財産については、売却による処分や貸付等、他の用途への活用などの方針を決定し、有効な利活用を図っていく。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	①未利用財産の利活用策検討 ②住民等への周知等	①未利用財産の利活用策検討・実施 ②住民等への周知等	①未利用財産の利活用策検討・実施 ②住民等への周知等	①未利用財産の利活用策検討・実施 ②住民等への周知等	
	期待される効果等	維持管理経費の削減・自主財源の確保				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	公共施設総合管理計画の策定。 売却可能財産の売却促進、住民への周知。 未利用財産のうち、建物について重点的に利活用方針の検討を行い、住民等へ周知を図る。					
29年度	売却可能財産の売却促進、住民への周知。 未利用財産のうち、建物について重点的に利活用方針の検討を行い、住民等へ周知を図る。					
30年度	売却可能財産の売却促進、住民への周知。 未利用財産のうち、建物について重点的に利活用方針の検討を行い、住民等へ周知を図る。					
31年度	売却可能財産の売却促進、住民への周知。 未利用財産のうち、建物について重点的に利活用方針の検討を行い、住民等へ周知を図る。					

番号	6	事業名	名和クリーンセンター焼却施設の延命化事業の推進			
担当部署	住民生活課					
区分	基本施策		推進項目			
	②効率的・効果的な行政システムの構築		○施設の統廃合と適正配置			
	③持続可能な財政運営の確立		○財政健全化の推進			
事業の目的	名和クリーンセンター焼却施設の延命化計画を策定し、延命化を図る					
現状等	平成8年に稼働した名和クリーンセンター焼却施設は20年近く経過しており、毎年点検し劣化の大きな部分を先行して修繕を行っている。					
実施内容	平成26年度に合意された鳥取県西部圏域内の可燃ごみ処理計画において、大山町内の可燃ごみについては、一部(旧中山町分)を米子市に処理委託を行いながら、名和クリーンセンターでの焼却処理を平成43年度末まで継続する方針となった。名和クリーンセンターを43年度末まで運転することを前提として、焼却の効率化、費用の投資効果に配慮した修繕計画を策定して修繕を行い、施設の維持管理運営経費の縮減を図る。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	延命化計画策定	修繕工事	修繕工事	修繕工事	
	期待される効果等	焼却の効率化、経費縮減				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	財源対応を含めた協議を行い、延命化計画策定する。					
29年度	延命化計画に基づき、点検結果を確認しながら修繕工事を行う。					
30年度	延命化計画に基づき、点検結果を確認しながら修繕工事を行う。					
31年度	延命化計画に基づき、点検結果を確認しながら修繕工事を行う。					

番号	7	事業名	公共下水道施設長寿命化事業の推進			
担当部署	水道課					
区分	基本施策		推進項目			
	②効率的・効果的な行政システムの構築		○施設の統廃合と適正配置			
	③持続可能な財政運営の確立		○財政健全化の推進			
事業の目的	長寿命化計画により施設の延命化を図る					
現状等	4処理場で汚水処理を行っているが、古い施設は昭和63年から稼働しており、施設の老朽化と伴に設備故障が増加傾向にある					
実施内容	下水道長寿命化計画により、大山浄化センター及び逢坂浄化センターの施設更新（補助事業を活用し、財政負担を軽減する）					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	施設更新工事	施設更新工事及び実施設計	施設更新工事	施設更新工事	
	期待される効果等	機能保全の確保及び、経費削減				
年度毎取組計画（詳細）						
28年度	長寿命化計画による大山浄化センター施設の更新工事					
29年度	長寿命化計画による大山浄化センター施設の更新工事及び、逢坂浄化センターの更新工事の実施設計					
30年度	長寿命化計画による逢坂浄化センター施設の更新工事					
31年度	長寿命化計画による逢坂浄化センター施設の更新工事					

番号	8	事業名	農業集落排水施設長寿命化事業の推進			
担当部署	水道課					
区分	基本施策		推進項目			
	②効率的・効果的な行政システムの構築		○施設の統廃合と適正配置			
	③持続可能な財政運営の確立		○財政健全化の推進			
事業の目的	農業集落排水処理施設の統廃合及び延命化を図る					
現状等	17処理場で汚水処理を行っているが、古い施設は昭和63年から稼働しており、施設の老朽化と伴に設備故障が増加傾向にある					
実施内容	国信末吉地区と上野福尾地区の処理施設の統廃合施設による経費の削減及び延命化（補助事業を活用し、財政負担を削減する）					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	統廃合採択申請	統廃合実施設計	統廃合工事	統廃合工事	
	期待される効果等	統廃合によるトータルコストの削減				
年度毎取組計画（詳細）						
28年度	国信末吉地区と上野福尾地区の統廃合採択申請					
29年度	国信末吉地区と上野福尾地区の統廃合工事の実施設計					
30年度	国信末吉地区と上野福尾地区の統廃合工事					
31年度	国信末吉地区と上野福尾地区の統廃合工事					

番号	9	事業名	橋梁の長寿命化修繕計画の実行			
担当部署	建設課					
区分	基本施策		推進項目			
	②効率的・効果的な行政システムの構築		○施設の統廃合と適正配置			
	③持続可能な財政運営の確立		○財政健全化の推進			
事業の目的	橋梁の修繕について、従来の対処療法的な修繕から、予防的な修繕に転換し効率的な補修を行う。					
現状等	大山町が管理する橋梁の内、建設後50年経過が6橋ありさらに今後20年で8倍(47橋)に増加することにより、修繕が一時期に集中し莫大な費用が必要となり、財政を大きく圧迫することが懸念される。					
実施内容	長寿命化修繕計画に基づき、15m以上の橋梁を年間1～2橋調査及び修繕を行う。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	点検箇所 46か所	点検箇所 35か所	35	35	
	期待される効果等	計画的に実施することにより、60年間で約15億円のコスト縮減が見込まれる。				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	橋梁調査 1橋、橋梁修繕 2橋					
29年度	橋梁調査 1橋、橋梁修繕 1橋					
30年度	橋梁調査 1橋、橋梁修繕 1橋					
31年度	橋梁調査 1橋、橋梁修繕 1橋					

番号	10	事業名	職員数の適正化及び組織・機構の見直し			
担当部署	総務課					
区分	基本施策		推進項目			
	②効率的・効果的な行政システムの構築		○職員数及び給与の適正化			
事業の目的	定員管理適正化計画に基づく計画的な職員数の管理を行う。職員数の減少によっても、良好な行政サービスが提供できるように組織や機構の見直しを行う。					
現状等	合併後、全国と同じような自治体と比較し、職員数が多い状況であり、職員数の削減に努めてきた。平成17年4月には266名の職員数であったが、平成26年2月に第3次大山町定員適正化計画を策定し取り組みを行っており、平成27年4月1日の職員数は211人となっている。					
実施内容	平成28年度以降急速に職員が退職することになるが、年金の支給年齢の引き上げに伴い、再任用制度も始まり、職員の退職と再任用、新規採用等、職員数の適正化に努め、併せて事業の必要性や規模などを検証し、課の配置等についても検討を行い、より効率的な組織・機構を目指す。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	職員数 211名	職員数 204名	職員数 197名	職員数 193名	
	期待される効果等	第3次定員適正化計画の目標である平成30年4月1日現在の職員数を197人とし、人件費の削減に努める				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	適正な職員数に近づけ、持続的な行政運営を図るため、各年度3名程度の職員を採用することとする。併せて随時、組織・機構の見直しをはかり改善を行う。					
29年度	適正な職員数に近づけ、持続的な行政運営を図るため、各年度3名程度の職員を採用することとする。併せて随時、組織・機構の見直しをはかり改善を行う。					
30年度	適正な職員数に近づけ、持続的な行政運営を図るため、各年度3名程度の職員を採用することとする。併せて随時、組織・機構の見直しをはかり改善を行う。					
31年度	適正な職員数に近づけ、持続的な行政運営を図るため、各年度3名程度の職員を採用することとする。併せて随時、組織・機構の見直しをはかり改善を行う。					

番号	11	事業名	職員給与の適正化			
担当部署	総務課					
区分	基本施策			推進項目		
	②効率的・効果的な行政システムの構築			○職員数及び給与の適正化		
事業の目的	人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与の適正化に努めている。また、人事評価制度を活用し職員の能力・業績を反映し、住民の理解と支持が得られる給与制度の適正化を図ります。					
現状等	人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の見直しを適時行っている。					
実施内容	職員の勤務条件については、地方公務員法第24条に基づき国及び他の地方公共団体の職員と均衡を失しないよう定められている。国の給与制度に従った給与制度とするため、職員組合との交渉を進める。また人事評価制度による能力、業績を評価するとともに、評価結果をもとに給与・処遇への反映を行う。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	①人事院勧告による給与改正 ②人事評価の反映	①人事院勧告による給与改正 ②人事評価の反映	①人事院勧告による給与改正 ②人事評価の反映	①人事院勧告による給与改正 ②人事評価の反映	
	期待される効果等	人事評価による人材の育成と給与の適正化				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の改正を実施し、給与の適正化を図る。人事評価による人材育成に努める。					
29年度	人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の改正を実施し、給与の適正化を図る。人事評価による人材育成に努める。					
30年度	人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の改正を実施し、給与の適正化を図る。人事評価による人材育成に努める。					
31年度	人事院勧告並びに国の給与制度を参考に給与制度の改正を実施し、給与の適正化を図る。人事評価による人材育成に努める。					

番号	12	事業名	職員の能力向上と人材育成の推進			
担当部署	総務課					
区分	基本施策			推進項目		
	②効率的・効果的な行政システムの構築			○職員の意識改革と能力向上		
事業の目的	地方分権が進む一方、自治体の財政状況は、厳しいものがあり、限られた職員で効果的・効率的な行政運営を進める必要がある。そのためには専門的な知識と広い視野をもち、的確に業務を遂行する能力と意欲のある職員を育成する必要がある。					
現状等	平成20年に人材育成基本計画を策定し、人材の育成を進めるため、人事評価の実施、国、県への職員派遣、交流を実施している。また、市町村アカデミーや自治研修所での研修、内部での研修、OJTなどにより職員のスキルアップを図っている。しかし、基礎的な知識の不足による職員の不祥事もあり、接遇研修、基礎的な事務研修なども強化する必要がある。					
実施内容	<p>少子高齢化が進み、地方分権や情報化が急速に進展している時代の変化に対応でき、幅広い知識や柔軟な発想、専門性を持った人材を育成する。</p> <p>また、本町における様々な課題を解決するため、政策形成能力を持ち、自発的に計画的に実践していく職員を養成する。</p> <p>接遇研修、基礎的な事務研修、人権研修の強化をはかり、職員間のコミュニケーション不足についても解消に努める。</p>					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	①年間計画の作成 ②研修・派遣の実施 ③研修・派遣の検証・再考	①年間計画の作成 ②研修・派遣の実施 ③研修・派遣の検証・再考	①年間計画の作成 ②研修・派遣の実施 ③研修・派遣の検証・再考	①年間計画の作成 ②研修・派遣の実施 ③研修・派遣の検証・再考	
	期待される効果等	職員の能力の向上、意識改革、リーダーの養成、住民サービスの向上				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	<p>能力向上、人材育成において、下記の事項を基本とするが、内部、外部研修に職員を積極的に派遣しスキルアップを図るとともに、その成果等を十分に分析し、内容の改善、見直しを随時行っていく。</p> <p>チャレンジする職員の育成とそれを支援する職場づくり。</p> <p>1) プロ人材の確保と育成 職員としてのプロ意識を備え、高度な専門性を活かして成果を上げることができる人材の育成・確保を図る。</p> <p>2) 能力・成果主義に基づく人事管理 組織のマネジメント機能を強化し、職員のチャレンジ精神を引き出す。</p> <p>3) 自立的な能力開発を支援する研修体系の構築 多様化する職員の能力開発の要求に対応するための研修制度の構築と事業部門における専門的内容の研修の支援。</p> <p>4) 管理監督者のスキルアップ 組織を束ねる管理監督者の研修を行い、職員のモチベーションの向上を図る。</p>					
29年度						
30年度						
31年度						

番号	13	事業名	民間活力(アウトソーシング)の活用と推進			
担当部署	総務課					
区分	基本施策		推進項目			
	③持続可能な財政運営の確立		○財政健全化の推進			
事業の目的	業務の効率化を図り、適切な公共サービスの提供と新たな行政ニーズに的確に対応するため、可能なものからアウトソーシングを行っていく。また、コスト削減を勘案し、契約期間は可能な限り複数年契約とする。 また、アウトソーシングは単に業務を民間に委託するだけでなく、住民に提供されるサービスの質、地域の活性化、雇用の創出等の相乗効果も目的とする。					
現状等	行政のスリム化を進めていく一方、住民ニーズは多様化・高度化し、新たな公共サービスがより広範囲で複雑になってきている。こうした状況を踏まえ、適切な公共サービスの提供と新たな行政ニーズに的確に対応していくためには、戦略的にアウトソーシングを行っていくことが必要となっている。アウトソーシングでは、コスト削減と民間スキル(技能)の取り込みが期待できる。					
実施内容	アウトソーシングの検討にあたっては、まず、事務事業の廃止も含めた必要性を検討したうえで、町が直接執行しなければならない事務事業と民間でも行える事務事業を精査し、町が直接執行する必要のない事務事業については、「民間でできることは民間に委ねる」という基本原則のもと、アウトソーシングを積極的に進める。 また、定員適正化計画とあわせ、民間委託も計画的に進める。 施設については収益性が高いものでないため、維持・管理経費等の削減が主体となり、また建設当初の目的を損なう施設利用の可能性も懸念されることから、指定管理者制度の導入や委託後もサービスの低下等を招かぬよう定期的なチェックを行う。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	①アウトソーシングの実施 ②成果、効果等の評価	①アウトソーシングの実施 ②成果、効果等の評価	①アウトソーシングの実施 ②成果、効果等の評価	①アウトソーシングの実施 ②成果、効果等の評価	
	期待される効果等	コスト削減、雇用の創出、地域の活性化等				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	アウトソーシングの実施。 再度(毎年)事務事業の廃止も含めた必要性を検討。 アウトソーシングにより発生する成果、効果、問題点の評価を行う。					
29年度	アウトソーシングの実施。 再度(毎年)事務事業の廃止も含めた必要性を検討。 アウトソーシングにより発生する成果、効果、問題点の評価を行う。					
30年度	アウトソーシングの実施。 再度(毎年)事務事業の廃止も含めた必要性を検討。 アウトソーシングにより発生する成果、効果、問題点の評価を行う。					
31年度	アウトソーシングの実施。 再度(毎年)事務事業の廃止も含めた必要性を検討。 アウトソーシングにより発生する成果、効果、問題点の評価を行う。					

番号	14	事業名	地方債残高の抑制			
担当部署	総務課					
区分	基本施策		推進項目			
	③持続可能な財政運営の確立		○財政健全化の推進			
事業の目的	健全な財政運営を安定的、継続的に行うため、地方債の残高の減額に努める。					
現状等	平成26年度末現在で、一般会計118億円、特別会計104億円、合計222億円の借入現在高となっており、実質公債費比率は10.8%、経常収支比率は86.5%となっている。					
実施内容	<p>平成27年度から普通交付税の合併算定替縮減が開始され、今後歳入が大きく減少することが予測される。健全で継続的な財政運営を図るためには特に新規事業の実施にあたっては、その必要性、優先性を精査し、借入を行う場合には、交付税措置等が有利な地方債の選択を行う。</p> <p>また、計画的な借入の実施に努め、安易に地方債に依存した事業実施を行わない。</p> <p>また、繰り上げ償還を適宜実施し、地方債残高の減を図るとともに財政負担の軽減を図る。</p>					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	普通会計 110億円	普通会計 106億円	普通会計 101億円	普通会計 96億円	
	期待される効果等	公債費の抑制・財政の健全化				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	<p>防災無線のデジタル化、橋梁の架け替え、県営畑総事業など大規模な事業の実施が予定されているが、将来負担の適正化を考え、以下のことを基本とし取り組む。</p> <p>①町債残高を減少させるため、新規発行額をその年度の元金償還額未満に抑制する。</p> <p>②財政状況、金利動向等の情報収集に努め、総合的負担、単年度負担の双方のバランスに留意し、発行条件(据置年数、償還年数)を適切に設定し、公債費償還が限られた年度に集中しないようにする。</p> <p>③合併特例事業債、過疎・辺地事業債などの交付税算入率の高い地方債を有効に活用し、算入率の低い地方債の発行を抑制する。</p> <p>④3.5%以上5%未満の町債についても適宜繰り上げ償還を行い、起債償還に係る軽減を図る。</p>					
29年度						
30年度						
31年度						

番号	15	事業名	各種補助金の見直し			
担当部署	総務課					
区分	基本施策		推進項目			
	③持続可能な財政運営の確立		○財政健全化の推進			
事業の目的	町では公益的な活動を行う団体や各種事業を行う個人、団体などに補助金を交付しているが、補助金の対象となる個人、団体などの自立を促し、補助金の既得権化を防ぎ、補助金がより機能するような仕組みを構築する。					
現状等	平成17年の合併においては、事務事業の調整により補助金について、廃止を含め見直しを行い合併後も第1次、第2次、第3次集中改革プランにおいて補助金の見直しを行っている。補助金の財源は税金であり、費用対効果の明確化、使途の透明性が強く求められている。補助金の配分にあたっては実績報告書などにより決算状況を的確に把握し、補助金の必要性など勘案しながら配分を行っており、今後も見直しを適宜行い効果的・効率的な配分を行う。					
実施内容	補助金の配分にあたっては、補助金の交付が町民、事業者及び町にもたらす効果を勘案しながら、必要性、公益性、平等性を基本とし、交付基準を明確にし配分を行う。費用対効果の観点から随時見直しを行い、補助金が効果的・効率的に機能するように努める。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	①事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性の検証 ②翌年度予算への反映	①事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性の検証 ②翌年度予算への反映	①事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性の検証 ②翌年度予算への反映	①事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性の検証 ②翌年度予算への反映	
	期待される効果等	公正・公平性の確保、住民への支援、自立の促進				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	各所の補助金について、事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性を毎年度、実績報告書等で精査を行い、予算に反映させる。					
29年度	各所の補助金について、事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性を毎年度、実績報告書等で精査を行い、予算に反映させる。					
30年度	各所の補助金について、事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性を毎年度、実績報告書等で精査を行い、予算に反映させる。					
31年度	各所の補助金について、事業の必要性、公益性、効果及び対象者の適格性を毎年度、実績報告書等で精査を行い、予算に反映させる。					

番号	16	事業名	国民健康保険直営診療所の経営改善			
担当部署	健康対策課					
区分	基本施策			推進項目		
	③持続可能な財政運営の確立			○財政健全化の推進		
事業の目的	直営診療所を地域包括医療・ケアの中核施設及び保健業務と密接に連携した町民総健康づくりの拠点として位置づけ、その持続的な経営を図るため、各種の方策を講じつつ、経営の健全化を目指す。					
現状等	<p>平成26年度は、名和・大山口診療所については黒字を維持している。しかし、いずれの診療所も前年比で患者数が減少している。</p> <p>大山診療所は、医療機器の公債費の償還が終了したため赤字幅が減少したが、固定医師が確保できていないことから、患者数が減少に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>今後、医療機器の更新、人口減少による患者数の減少の進展などから、名和、大山口も直営診療所の経営は厳しくなることが予測されるため、大山診療所の経営を含めた3診療での、連携した経営改善策を講ずることが必要である。</p>					
実施内容	3直営診療所のあり方を検証・協議し地域医療の確保を図りながら施設の効果的な活用方法、経営改善策を検討する。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	<ul style="list-style-type: none"> 診療所健全経営の展開 大山診療所の経営基盤の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所健全経営の展開 大山診療所の経営基盤の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所健全経営の展開 大山診療所の経営基盤の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所健全経営の展開 大山診療所の経営基盤の確保 	
	期待される効果等	直営診療所の持続可能な財政運営の確立。				
年度毎取組計画（詳細）						
28年度	<ul style="list-style-type: none"> 健診業務を充実させることによる経営改善及び固定医の確保（大山診療所）。 診療所ニーズに要に応じた診療内容への改善（名和、大山口診療所） 計画的な医療機器の更新。 					
29年度	<ul style="list-style-type: none"> 健診業務を充実させることによる経営改善及び固定医の確保（大山診療所）。 診療所ニーズに要に応じた診療内容への改善（名和、大山口診療所） 計画的な医療機器の更新。 					
30年度	<ul style="list-style-type: none"> 健診業務を充実させることによる経営改善及び固定医の確保（大山診療所）。 診療所ニーズに要に応じた診療内容への改善（名和、大山口診療所） 計画的な医療機器の更新。 					
31年度	<ul style="list-style-type: none"> 健診業務を充実させることによる経営改善及び固定医の確保（大山診療所）。 診療所ニーズに要に応じた診療内容への改善（名和、大山口診療所） 計画的な医療機器の更新。 					

番号	17	事業名	夕陽の丘神田のあり方検討並びに維持管理方法の見直し			
担当部署	観光商工課					
区分	基本施策			推進項目		
	③持続可能な財政運営の確立			○町有財産の有効活用と適正処分		
事業の目的	老朽化が進む本館施設の今後の利用方法・町としての活用方針について検討する。					
現状等	老朽化が進み宿泊を伴う施設としては、お客さまに快適な環境で利用してもらおう事が難しくなってくることが考えられる。年々、老朽化に伴う修繕箇所は増え、修繕も大規模なものが見られるようになってきている。この施設の今後の展開や計画などの方針を検討・策定することが必要である。					
実施内容	フットボールセンター機能を損なわない範囲で、営業内容規模縮小もあり。次期の指定管理業者選考にあたっては町の方針に合致する適正維持管理ができる民間事業者を選考する。その際、維持管理業務種別を分けて委託する方法も検討。					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	指定管理業者の実績評価、今後の活用方針について検討。	指定管理業者の実績評価 次年度以降指定管理業者選定	新・指定管理業者		
	期待される効果等	住民が安心して使える施設を提供できる。施設維持管理費の削減。				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	指定管理業者の実績評価、今後の活用方針について検討。					
29年度	指定管理業者の実績評価。 今後の活用方針に沿った指定管理業者選定。					
30年度						
31年度						

番号	18	事業名	町税徴収率の向上			
担当部署	税務課滞納対策室					
区分	基本施策			推進項目		
	③持続可能な財政基盤の構築			○自主財源の確保		
事業の目的	滞納整理により、公平な徴収を図るとともに、町民が税の重要性を理解し、自主納税されることを目指す。また、税負担の公平性を維持しつつ徴収率の向上を目指し、町の財源を確保する。					
現状等	滞納管理システムを活用した債権管理を行い、滞納者に対して催告や呼び出し、徴収員による訪問等により、分納誓約に係る計画的な納付を促している。また、担税力の回復の見込みが無いと認められるものについては、執行停止や欠損処分を行っている。					
実施内容	<p>滞納管理システムを有効に活用した債権管理により、滞納者管理、滞納整理、滞納処分を行う。マイナンバー制度の実施による滞納管理システムの更新の検討。</p> <p>従来からの取組みも継続して行い、納税環境を拡充し、滞納者数及び滞納額の縮減に努める。滞納者、滞納額を縮減することにより、人的負担を減らし、早期対応可能な体制を構築する。滞納者に対して各種の調査を行うとともに生活困窮者の把握を行い、過払金返還請求や福祉関係への引継ぎ、執行停止、欠損処分を行う。</p> <p>サービス制限条例の運用の適正化について、関係各課に徹底を図り、町民の納期内納税の意識向上を図る。</p> <p>コンビニ納付、クレジット納付、口座振替等の自主納付を推進し、訪問徴収の見直しを図る。定期的に、町報、HPに滞納処分等の記事を掲載し、町民の納税意識向上を図る。</p>					
年度毎取組計画等	計画	28年度	29年度	30年度	31年度	
		取組強化により収納率を現年度分0.1%アップ、滞納繰越額分5%縮減。	取組強化により収納率を現年度分0.1%アップ、滞納繰越額分5%縮減。	取組強化により収納率を現年度分0.1%アップ、滞納繰越額分5%縮減。	取組強化により収納率を現年度分0.1%アップ、滞納繰越額分5%縮減。	
	期待される効果等	自主財源の確保・納税意識の向上				
年度毎取組計画(詳細)						
28年度	滞納処分を実施することを前提に、滞納者に対して各種の調査を行い、催告に応じない者、分納誓約不履行者に滞納処分を実施する。滞納者の調査に併せ、生活困窮者、財産無、所在不明者等の把握を行い、執行停止、欠損処分を行い、滞納繰越額の縮減を図る。特に現年度の徴収を強化し、新規滞納者を発生させない徴収に努める。 コンビニ納付、クレジット納付、口座振替等の自主納付を推進、訪問徴収を見直す。 マイナンバー制度の実施による新たな徴収体制の構築。納税相談等により、過払金返還請求への誘導掘り起し。					
29年度	引き続き、取組強化し、徴収率の向上(97.8%)、滞納繰越額の縮減(5%)に努める。 現年度の徴収についても引き続き強化し、新規滞納者を発生させない徴収に努める。 広報、ホームページ等により、滞納処分等の記事を掲載し、納税意識の向上を図るとともに、コンビニ納付等の自主納付を推進する。 サービス制限条例の運用の適正化について、各課に徹底を図り、町民の納税意識の向上を図る。					
30年度	引き続き、取組強化し、徴収率の向上(97.9%)、滞納繰越額の縮減(5%)に努める。 現年度の徴収についても引き続き強化し、新規滞納者を発生させない徴収に努める。 広報、ホームページ等により、滞納処分等の記事を掲載し、納税意識の向上を図るとともに、コンビニ納付等の自主納付を推進する。 サービス制限条例の運用の適正化について、各課に徹底を図り、町民の納税意識の向上を図る。					
31年度	引き続き、取組強化し、徴収率の向上(98.0%)、滞納繰越額の縮減(5%)に努める。 現年度の徴収についても引き続き強化し、新規滞納者を発生させない徴収に努める。 広報、ホームページ等により、滞納処分等の記事を掲載し、納税意識の向上を図るとともに、コンビニ納付等の自主納付を推進する。 サービス制限条例の運用の適正化について、各課に徹底を図り、町民の納税意識の向上を図る。					

番号	19	事業名	財政状況の透明化の推進			
担当部署	総務課					
区分	基本施策			推進項目		
	③持続可能な財政運営の確立			○財政運営の透明性の確保		
事業の目的	「大山町財政事情書の作成及び公表に関する条例」による財政状況の公表のほか、予算・決算の状況、各種財政指標や、バランスシートの公表を行なうことにより、町財政の透明化を図る。					
現状等	財政の透明化を図るため、毎年5月末と11月末に財政状況の公表を行っている。また、議会に予算を提出した時と決算報告を行った時に概要について同時にホームページで公表をしている。新地方公会計制度に基づく財政4指標（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）については、資産台帳の整備は平成27年度に終了予定であるが、会計については国がシステム開発中であり、作成がなされていない。					
実施内容	<p>新地方公会計制度を活用し、現在の「収入」「支出」の現金の動きを中心とした「単式簿記」のものの公表だけでなく、町が保有する資産・負債等の残高状況を総括的に公表し、財政状況の透明化、情報化の充実を図る。</p> <p>また、財政状況の公表については、住民への情報開示を一層進める観点から、必要な説明や分析を加えたわかり易い公表に配慮する。</p>					
年度毎取組計画等		28年度	29年度	30年度	31年度	
	計画	①新地方公会計制度対応会計システムの導入 ②予算計上状況の公表 ③財政健全化法の指標、決算数値の公表	①平成28年度決算について、バランスシートによる公表 ②予算計上状況の公表 ③財政健全化法の指標、決算数値の公表	①平成29年度決算についてバランスシートによる公表 ②予算計上状況の公表 ③財政健全化法の指標、決算数値の公表	①平成30年度決算のバランスシートによる公表 ②予算計上状況の公表 ③財政健全化法の指標、決算数値の公表	
	期待される効果等	町財政の透明化、情報化の充実				
年度毎取組計画（詳細）						
28年度	①新地方公会計制度に基づく会計システムの導入を行う。 ②議会への予算・決算提出時に予算概要と決算概要を公表する。 ③決算時に財政健全化法に基づく指標と全会計の決算について、広報とホームページに掲載をし公表する。					
29年度	①新地方公会計制度に基づく全会計連結ベースの決算状況の公表を行う。 ②議会への予算提出時に予算概要を公表する。 ③決算時に財政健全化法に基づく指標と全会計の決算について、広報とホームページに掲載をし公表する。					
30年度	①新地方公会計制度に基づく全会計連結ベースの決算状況の公表を行う。 ②議会への予算提出時に予算概要を公表する。 ③決算時に財政健全化法に基づく指標と全会計の決算について、広報とホームページに掲載をし公表する。					
31年度	①新地方公会計制度に基づく全会計連結ベースの決算状況の公表を行う。 ②議会への予算提出時に予算概要を公表する。 ③決算時に財政健全化法に基づく指標と全会計の決算について、広報とホームページに掲載をし公表する。					